

第 86 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成19年 8月20日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、名古屋市発達障害者支援センター（以下「支援センター」という。）が保有する下記の文書の公開請求を行った。

- (1) 自閉症支援の有識者の氏名、活動実績が記載されている文書
- (2) ティーチプログラムを実践しているノースカロライナ州の大規模入所施設名とその実践（以下「本件対象情報」という。）が記載されている文書

2 同年 9月 3日、実施機関は、上記の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同月 4日、異議申立人は、本件処分のうち支援センターが保有する本件対象情報が記載されている文書を非公開とした部分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関の職員は、ノースカロライナ州の自閉症施策を評価しているので、その根拠となる情報を持っていると考える。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 支援センターは、名古屋市における発達障害者に関する相談支援、研修啓発、他機関連携を行う施設であるため、発達障害及び発達障害者に対する支援に関する情報収集も大切な業務であるが、本件異議申立ての対象となる行政文書は作成又は取得しておらず、存在しない。
- 2 「センターレポート‘04」（以下「センターレポート」という。）において実施機関の職員がノースカロライナ州のティーチプログラムについて記述しているが、この記述は、市販の書籍を参考文献として紹介していることを明示しており、実施機関の職員がノースカロライナ州の自閉症施策を評価しているものではない。また、センターレポートでは本件対象情報については言及していない。したがって、異議申立人の主張の根拠は見当たらない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、支援センターが保有する本件対象情報が記載されている文書である。

(2) 支援センターが保有する行政文書のうちノースカロライナ州のティーチプログラムについて記載されているものとして、センターレポートに掲載されている「名古屋市児童福祉センターにおける発達障害児の受診状況の経年的変化～広汎性発達障害児を中心に～」(以下「本件論文」という。)がある。本件論文の中では、実施機関の職員がティーチプログラムについて言及しており、市販の書籍を出典として明示しているが、当該部分に本件対象情報は記載されていない。また、当該書籍は市販の書籍であることから、条例第 2 条第 2 号アの規定により行政文書に該当せず、行政文書公開請求の対象外である。

(3) なお、実施機関の職員が本件論文においてノースカロライナ州のティーチプログラムを紹介しているとしても、それは、当該職員の専門知識としての記述であり、実施機関がノースカロライナ州のティーチプログラムを評価していることを意味するものではない。したがって、その根拠となる文書を保有していることにはならない。

また、支援センターは、発達障害者の医学的指導、相談、支援等を行う

施設であり、ノースカロライナ州における大規模入所施設とその実践についての調査は行っていないことから、本件対象情報が記載されている行政文書を作成又は取得していないと認められる。

(4) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年 9月27日	諮問書の受理
10月 5日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月15日	実施機関の弁明意見書を受理
12月13日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
12月25日	異議申立人の反論意見書を受理
平成20年12月 9日 (第97回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成21年 1月13日 (第98回審査会)	調査審議
11月10日 (第107回審査会)	調査審議
12月15日 (第108回審査会)	調査審議
平成22年 1月 7日	答申